

令和4年 第5回

東京都教育委員会定例会議事録

日 時：令和4年3月24日（木）午後9時30分

場 所：教育委員会室

令和4年3月24日

## 東京都教育委員会第5回定例会

### 〈議 題〉

#### 1 議 案

##### 第21号議案

東京都特別支援教育推進計画（第二期）第二次実施計画の策定について

##### 第22号議案

令和4年度東京都教科用図書選定審議会への諮問事項について

##### 第23号議案

令和4年度東京都教科用図書選定審議会委員の任命又は委嘱について

##### 第24号議案から第26号議案まで

東京都公立学校教員の懲戒処分等について

##### 第27号議案（追加上程）

東京都教育委員会教育長の辞職の同意について

#### 2 報 告 事 項

(1) TOKYO ACTIVE PLAN for studentsについて

(2) グローバル人材育成の推進について

(3) 都立高校における制服の自由選択制導入の推進について

(4) 東京都公立学校教員の懲戒処分について

教 育 長	藤 田 裕 司
委 員	山 口 香
委 員	秋 山 千 枝 子
委 員	北 村 友 人
委 員	新 井 紀 子
委 員	宮 原 京 子

事務局（説明員）

教育長（再掲）	藤 田 裕 司
次長	福 崎 宏 志
教育監	増 田 正 弘
技監	矢 内 真 理 子
総務部長	安 部 典 子
指導部長	藤 井 大 輔
人事部長	浅 野 直 樹
特別支援教育推進担当部長	滝 沢 毅
指導推進担当部長	瀧 沢 佳 宏
高校改革推進担当部長	田 中 愛 子
（書 記） 総務部教育政策課長	軽 部 智 之

## 開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【教育長】 ただいまから、令和4年第5回定例会を開会いたします。

始めに、新しい委員の御紹介でございます。令和4年3月13日付で、宮原京子委員が就任されましたので、御紹介いたします。それでは宮原委員、一言御挨拶をお願い申し上げます。

【宮原委員】 皆様、宮原でございます。どうぞよろしく願いいたします。この度、教育委員を拝命いたしまして、大変身の引き締まる思いでございます。

私は本業とは別に、教育には大変関心を持っておりまして、その関係で、産業界からということで、文部科学省のデジタル教科書検討委員会及び中教審の初等・中等教育分科会の臨時委員を昨年より拝命いたしまして、教育については社会の一員として、勉強しながら知見も蓄積しているところでございます。今回も皆様のお役に立てますよう、将来の子供たちのために、微力ながら尽力したいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

【教育長】 ありがとうございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日は、朝日新聞社ほか5社からの取材と、5名の傍聴の申込みがございました。また、朝日新聞社ほか4社から、冒頭のカメラ撮影の申込みがございました。これを許可してもよろしゅうございましょうか。―― 〈異議なし〉 ―― それでは、許可をいたします。入室をしてください。

## 日程以外の発言

【教育長】 議事に入ります前に申し上げます。

東京都教育委員会において、一度注意してもなお議事を妨害する場合には、東京都教育委員会傍聴人規則に基づき退場を命じます。特に誓約書を守ることなく、退場命令を受けた者に対しましては、法的措置も含めて、厳正に対処いたします。

なお、議場における言論に対して、拍手等により可否を表明することや、教育委員会室に入退室する際に大声で騒ぐ、速やかに入退室しないと行った行為も退場命令の対象となりますので、御留意ください。

また、本日は新型コロナウイルス感染症対策のため、マスクを着用し、換気を良くするため扉を開けたまま議事を進行させていただきます。傍聴の皆様方もマスクの着用など、感染拡大防止に御協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

## 議事録署名人

【教育長】 本日の議事録の署名人は、新井委員にお願いを申し上げます。

## 前々回の議事録

【教育長】 2月17日の令和4年第3回定例会議事録につきましては、既に御覧いただいたと存じますので、よろしければ御承認を頂きたいと存じますが、よろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉——それでは、2月17日の令和4年第3回定例会議事録につきましては御承認を頂きました。

次に、3月10日の令和4年第4回定例会議事録を配布しておりますので、次回までに御覧をいただきまして、次回の定例会で御承認を頂きたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。

次に、非公開の決定でございます。本日の教育委員会の議題のうち、第23号議案から第26号議案まで、及び報告事項（4）につきましては、人事等に関する案件でございますので、これを非公開といたしたいと存じますが、よろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉——それでは、ただいまの件につきましては、そのように取扱いをさせていただきます。

議事に入ります前に、教育長職務代理者の指定についてでございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項におきまして、教育長に事故があるとき又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行うと規定をされております。これまで教育長職務代理者でありました遠藤委員の退任に伴いまして、教育長職務代理者第一順位を山口委員にお願いしたいと思っております。また、第二順位を秋山委員にお願いを申し上げます。どうぞよろしくお願いをいたし

ます。

## 議 案

### 第21号議案

東京都特別支援教育推進計画（第二期）第二次実施計画の策定について

【教育長】 それでは、議事に入ります。第21号議案「東京都特別支援教育推進計画（第二期）第二次実施計画の策定について」の説明を、特別支援教育推進担当部長からお願いを申し上げます。

【特別支援教育推進担当部長】 それでは第21号議案、東京都特別支援教育推進計画（第二期）第二次実施計画の策定について御説明をいたします。

特別支援教育推進計画（第二期）は、平成29年度から令和9年度までを計画期間としてございまして、その間、具体的な施策をまとめる第一次から第三次までの実施計画を策定する予定でございます。

本日御説明いたします第二次実施計画は、令和4年度から令和6年度までを計画期間とする計画でございまして、昨年11月25日の教育委員会で素案を御報告させていただきました。また、素案の公表後に実施したパブリックコメントにおきましては、子供たちを含む多くの都民の皆様から御意見を頂きました。

こうした御意見も参考に、第二次実施計画の案をこの度取りまとめましたので、本日は素案に追加した主な内容を中心に、御説明をさせていただきます。

実際に計画として取りまとめているのは、お手元でございます200ページを超える冊子でございますが、本日の御説明はタブレット内の概要版でさせていただきます。よろしく願いいたします。

最初に、1ページを御覧いただけますでしょうか。特別支援教育推進計画の策定の背景、そして基本理念等を記載させていただいております。

下部には、東京都を取り巻く状況の変化として、国の動向、都の動向を記載してございます。特に都の動向の方に目を向けていただきますと、下部になりますが、今回、

東京2020大会の開催による共生社会への機運の拡大と、レガシーとなる教育活動の推進等について新たに追記してございます。

次に2ページでございます。

2の第二次実施計画の策定の考え方につきましては、素案から基本的な考え方の変更はございません。これまでの成果を踏まえた取組や、在籍者数の推計を踏まえた都立特別支援学校の規模と配置の適正化等を推進するとともに、社会状況の変化等に対応したインクルーシブな教育の推進、医療的ケア児への支援の充実、デジタルを活用した教育の推進の三つの施策につきまして、重点的に対応してまいります。これらの取組により、全ての学びの場における特別支援教育を充実させ、共に学び支え合う共生社会、インクルーシブシティ東京の実現を目指してまいります。

なお、素案の御報告の際、委員からも御意見を頂戴したところでございますが、子供一人一人の違いを個性として受け止めていくという考え方につきましては、冊子本編に記載をしているところでございます。

また、先般、文部科学省の調査におきまして、特別支援学校の教室不足に関する報道もございましたけれども、本計画では令和4年度から令和9年度までの間に、4校の知的障害特別支援学校を着実に開校するとともに、計画期間中に更に新設校の検討を進め、決定後に公表する旨、記載してございます。

その下の4になります。国、都、区市町村が一体となった特別支援教育の推進でございますけれども、②の区市町村教育委員会の役割のところ、今後、小・中学校においても医療的ケア児の支援体制を整備していくこと等が必要である旨を記載させていただきました。

概要版の3ページになります。

本計画の施策体系でございます。こちらについては素案のとおりでございますが、四つの施策の方向性とそれぞれの施策、取組分野ということで、体系を記載してございます。

この左側の四つの施策の方向性が、この後御説明させていただきます計画冊子、それから概要版の第2部第1章から第4章までにそれぞれ該当するところになります。方向性のⅠでは特別支援学校、方向性のⅡでは小学校・中学校・都立高校の特別支援

教育の充実を、Ⅲでは変化・進展する社会に対応した特別支援教育の推進、Ⅳは特別支援教育を推進するための体制の整備・充実ということで、この後具体の施策を御説明させていただきます。

ここからは本編で言いますと第2部、具体的な取組になります。

まず、先ほどの施策体系図で言うところの施策の方向性のⅠ、冊子では第2部の第1章に当たります、特別支援学校での取組でございますが、御覧いただいております概要版の4ページ左下になりますけれども、スクールカウンセラー等の活用による教育相談の充実ということで、新たにスクールカウンセラーを配置していくこと、そしてまた引き続きユースソーシャルワーカーによる支援を実施していくことを書かせていただいております、教育相談の充実を図る旨を記載してございます。

また、右下にあります、医療的ケア児への支援の充実ということで、看護師確保に向けた処遇改善や勤務形態の多様化などの具体策、また知的障害特別支援学校での専用通学車両のモデル実施、保護者付添い期間の短縮化事業の全校拡大などについて記載してございます。

続きまして、資料の5ページになります。こちらは第2部の第2章に当たるところでございます、小・中学校及び都立高校等での取組でございます。

まず左側の小・中学校では、中ほどに副籍制度の充実という項目がございます。保護者向けの調査の実施に加えまして、効果的な保護者への普及啓発策の立案など、具体的な取組を記載してございます。

右側の都立高校では、これも中段からになりますが、今年度から開始した通級による指導の充実ということで、今後、都立特別支援学校が都立高校等を支援するネットワークの構築を進めていくことを具体的に記載してございます。

次が資料の概要版の6ページになります。第2部第3章に当たる、変化・進展する社会に対応した特別支援教育の推進でございます。

上の左側中段のところに、TOKYOスマート・スクール・プロジェクトの推進というものがございます。こちらの方は、高等部の一人1台端末と、それに対する支援機器を含めた財政支援、保護者の費用負担の支援ということを書かせていただいております。また、右側に行きまして、障害者スポーツを通じた交流の推進では、スポー

ツ交流推進校の指定による交流の活性化、芸術教育の推進では、Web美術館（仮称）の開設を記載しております。

同じページの下部、桃色の部分になりますけれども、第2部第4章、体制の整備・充実では、右側に就学相談機能の充実がございましてけれども、入学時だけではなくて、進級時も含め、適宜転学相談が実施されるということを記載いたしました。

また、その下には、就学相談という入口に対して出口に当たる就労ということで、特別支援学校卒業生の職場定着支援も図っていくということも書かせていただいております。

駆け足になりましたが、計画の概要に関する説明は以上でございます。

今回、計画本編の冊子、ただいま御説明した概要版と、それからもう一つ、素案において委員からも御助言を頂きながら、わかりやすい版を作らせていただきました。そうした取組も一定の効果があったと考えてございましてけれども、子供たちから多数計画に対する御意見を頂いたところでございます。

引き続き本計画の成案につきましてもわかりやすい版を作成してございます。今御覧いただいております、左側の方が私どもの取組、都教育委員会の取組になります。右側の方は、子供たちから素案に向けて寄せられた主な意見を、幾つかピックアップをさせていただいて、それに対するお返事を書かせていただくような形で、作らせていただいております。最後のページには、子供たちの様々な生の意見なども載せさせていただきます。これもまた、計画成案のわかりやすい版として公表をしていく予定でございます。

最後になりますが、子供たちの意見も含めたパブリックコメントの取りまとめを行いました。これにつきましても、公表していきたいというふうに思います。募集は11月25日から12月25日までの期間に行いました。総数897件ということで、これは前回の一次実施計画の3倍に相当する数字でございます。特に、子供たちから190件という多数の意見が寄せられました。

意見者の内訳ですが、下段が幼児から高校生までの子供、上段が大人でして、それぞれの学校種別ごとの保護者、それからその他団体、関係者というような構成になってございます。

次のページからは、主な意見、複数の意見があったものはまとめさせていただき、118件の御意見を計画の成案と併せて公表をしていく予定でございます。

本計画につきましては、この後御決定を頂きましたら、ホームページでの発信や計画冊子での配布等、広く周知を図ってまいりたいと考えております。その上で、今後はこの計画を着実に推進し、区市町村教育委員会や学校等と連携して、各施策に取り組んでまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

【教育長】 ただいまの説明につきまして、御質問・御意見等ございましたらお願いを申し上げます。

新井委員、お願いいたします。

【新井委員】 この実施計画の策定に当たっては、多くの方が大変時間を掛けて、細やかに配慮をしてくださって、また都民からも高く興味関心を持っていただいているということで、よいことだなと思います。ありがとうございます。

私は何度もこの御説明を聞いていたのですが、1点抜けていたことがあったのです。それが、院内学級なのですが、院内学級はこちらの方には入っていますか。

【特別支援教育推進担当部長】 計画の成案には、病弱学級、病院内での教育等々に関する事業も入っております。現在、デジタルに関する取組も進んでございますので、デジタル機器なども使いながら、病院内での教育も充実していこうと考えているところでございます。

【新井委員】 安心しました。私がこのデジタルということと教育を始めたゼロ年代は、病院内でのLANも十分になくて、病院内のLANは医療を最優先で、子供の院内学級には使えないというような御意見もありました。院内学級があるような病院はすごく大きな病院に限られていて、その病院に入院している小学生は1人や2人しかいないという小さい病院もあります。子供たちは、院内学級にいますけれども、退院した後は、当然のことながら、元のクラスに戻ります。そのことを考えますと、やはりデジタルの時代、このGIGAスクールが進んだ時代には、院内の子供の交わりは重要なのですけれども、それ以上にやはり本籍の学校での授業にデジタルで参加

できるような学習機会というのが保障されるべきということ、盛り込んでもいいのかなというふうには思います。もうこれはできてしまっているから、修正はできないかもしれないですけども、読み替えられる範囲で、そう思いました。

これをどうして思ったかというのは、私が小児がん学会で基調講演をさせていただいたときに、やはりゼロ年代はとにかく子供の命を救うということが全てだった。だけれども、こうやって10年代とか20年代になってきて、今感じることは、その場で子供の命を救うだけではなくて、退院した後に、その子のクオリティオブライフがいいとか、自殺されたら元も子もないということ、初めて小児がん学会の先生方が気付いたということが、このデジタル社会の大きなことかなと思います。ですので、やはり本籍、元の学校に、病院の中でもつながれるということと、院内の子供ともつながれるということで、学びのコミュニティに二つの意味でつながれるということ、教育の保障として、東京都はほかの自治体に先んじてするというを是非打ち出していただきたいなと思います。

**【特別支援教育推進担当部長】** おっしゃるように、デジタル環境という部分で言うと、病院によって差異があるのもまたこれは事実でございます。私どもはそれを一つ一つより良い環境にということで、働きかけ等行っているところでございますけれども、この計画でもそういった考え方は出しているつもりでございます。これから施策を進めていくときに、委員のお話も踏まえて、より一層推進していきたいと考えてございます。

**【教育長】** ほかにいかがでしょうか。

北村委員。

**【北村委員】** どうもありがとうございます。様々な意見を踏まえてここまで作っていただいたことに本当に御礼申し上げます。やはりこれは計画、紙で終わっては仕方がないことですので、今のお話の中の御回答にもありましたけれども、施策としてしっかりと進めていくということ、是非お願いしたいわけです。特に近年、例えば知的障害で言えば、グレーゾーンと呼ばれる子たちのように、様々なニーズ、個々の異なるニーズがある中で、現場は非常に大変だとは思いますが、やはり先生方が理解を深めることは非常に大事だと思います。今回も、人事異動や配置を考えながら、全

での教員が理解を深めるような、そういう環境を作っていくということを打ち出されています。当然ながら、特別支援に関わる先生方もそうですが、全ての東京都の先生方がこの特別支援の考え方、何をしようとしているのか、何が大切なのかということを理解できるような、そういう機会をしっかりと作っていただいて、できればやはり人事交流というか、人事異動ですね、通常学級だけでなく特別支援学級や学校も、できるだけ多くの先生に経験していただいて、何が起きているのかというのをやはり知っていただきたいというのが願いとしてあります。

また、もう一つ、やはりこういった環境の中で、御家庭の負担というのが非常に大きいと思います。今回もこの計画の中で医療的ケアについてしっかりと書かれていますので、そここのところを現場でも徹底していただいて、できるだけ御家庭の負担が減って、より子供と御家庭がつかう状況で子供たちと日々接することで、子供たちの育ちや学びが豊かになるような、そういう環境づくりを是非更に徹底して、また書かれていないことも含めて、場合によっては、技術の進歩等もありますので、計画を立てたときにはできなかったことでも、日々改良されていくこともあると思いますので、是非積極的に施策化していただきたいと思いますので、お願いということでよろしくお願いたします。

【特別支援教育推進担当部長】 先生方、教員の研修、資質の向上という部分では、お話のように、全員にという広くという部分と、より専門性を高くという部分、この両立が必要なのかなと思ってございます。今回の計画ではそういった部分で、実際の具体の研修計画を踏まえた書き方、計画の立て方をしてございます。今日やって明日すぐ効果が出るものではないかもしれませんが、なるべく早くそうした研修の効果が出るようにということで、取り組んでまいりたいと思います。

それから、家庭の負担の軽減のお話につきましては、今回、先ほど御説明でも申し上げましたが、一人1台端末あるいは支援機器の購入に係る保護者の負担軽減も書かせていただきました。書いていないこともというお話もありましたけれども、時代時代で御支援するものも変わってくると思いますが、適宜適切に判断して、必要な支援は行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

次長。

【次長】 今、北村先生からお話があった話で、とても大事だと我々が日々思っていることがグレーゾーンです。ここにあるこの冊子ですが、特別支援教育という名を打っておりますが、決して特別支援学校だけではないと。ほかの校種、小学校、中学校、高校でも、正におっしゃるとおりグレーゾーンの部分が相互に関係しています。その中で、指導技術ですとか、教員側の気付きなんかも、当然理解した上で子供にアプローチをかけていくというのが、今後必要になってきますので、今、担当部長からお話でしたが、研修だけではなくて、いろんな形でこういった課題提起とか、具体的な施策、やり方、それについては、校種間も情報共有できるようにしてまいりたいと思います。

【北村委員】 よろしくをお願いします。

【教育長】 秋山委員、お願いします。

【秋山委員】 これまでの特別支援教育の課題を一つ一つ抽出して、今回、丁寧に対応をしてくださったと思っています。例えば、進学前の就学の相談だけではなくて、進級のときにも情報を提供するというようなこともきちんと明文化していただきました。この実施計画で、特別支援教育というのが更に充実して、専門性が高まっていくと思います。ただ、それに反して、まだまだ地域、小・中学校の専門性というのは、かなりギャップがあると思っています。それを今、北村委員がおっしゃったように、様々な方法で、地域の小・中学校、都立学校に、特別支援学校の今まで培ってきた専門性も是非伝えていっていただきたいと思っています。

特別支援教育は、特別な支援を必要とする普通の子供たちだということを基本に考えていただきたいと思っています。

せっかく特別支援教育で最大限に伸ばした能力を、共生社会、地域の中で生きていくために使うことが目的であるので、18年間で終わりではなくて、その後を見通した専門性を是非地域に伝えていただきたいと思っています。期待しています。よろしくお願いします。

【特別支援教育推進担当部長】 小・中学校のお話ということで言うと、役割分担

的なことも書かせていただきましたが、先ほど御説明しました、全ての教員に特別支援教育の理解を図っていくという部分では、当然、小・中学校の教員も含まれております。また、今、副籍の交流ですとか、あるいはセンター的機能という形での支援等々も実施してございますけれども、それが本当に効果を発揮しているかどうかということも常に振り返りながら、様々な施策を委員御指摘の視点で進めていきたいと考えてございますので、引き続き御指導よろしくお願いいたします。

【教育長】 宮原委員、お願いします。

【宮原委員】 御説明ありがとうございます。委員の皆様がこれまで議論を重ねてきて、新しい推進計画ということで拝聴させていただきました。

1点だけ。先ほどからも委員から出ておりますけれども、私がデジタル教科書について検討に入っていたところで、大きな議論になりましたのは、やはり様々なバックグラウンド、こういった様々な事情を持つお子さん、生徒・児童であっても、デジタルというテクノロジーで豊かな学びを保障できる可能性を秘めているということに、大変期待をしています。

その中で、やはり課題になるであろうと議論をされたのは、教員側がどれだけそれを使いこなせるかということについて、やはりとても慣れてらっしゃる先生ももちろんいらっしゃると思いますが、そうでない方もたくさんいらっしゃる。それを、ただ単に端末をセットアップすればいいということではなくて、それをどう使っていくとより豊かな学びになるかということについては、やってみながら、学びながら、お互いにスキルとして高めていく必要があるというふうに思っております。

恐らく検討はされていると思いますが、この教員の研修のところに、是非そういったデジタルの活用についてもしっかりと御支援いただけるような情報共有あるいは研修というものを、施策として検討いただければなというふうに思っております。

【特別支援教育推進担当部長】 お話しのとおり、今回のコロナ禍の対応でもそうですが、得手不得手ではないのですが、やはりスキルの高い先生と、それに一生懸命ついていっている先生というのは正直いらっしゃると思います。特に、障害種別によってデジタルの使い方も違いますし、同じ障害でもその子の障害の状況によって、教科書だけではなくて教材の使い方も違ってくると思います。個々に応じた使い方とい

う、指導の仕方というのがより必要になってきますので、お話しを踏まえて、今後、引き続き対応していきたいと思います。

【次長】 今お話があったところ、正に一人1台端末でまずは定着期、導入期ということで、外部人材を含めて都教委の方ではやっています。これから、委員おっしゃったように、利活用ということで、応用段階にステップアップしていくと思うのですね。それについても、外部人材の利活用の支援員等々、積極的に関連付けて、先生自らもそうですが、環境をどんどん整備をしていきたいと考えております。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

山口委員、お願いします。

【山口委員】 御説明ありがとうございました。1点質問ですが、今回パブリックコメントで、子供たちからの意見が190件と非常に多かった、これが私は素晴らしいことだと思っていて、今回ここに書いてあると、インターネットやメール、郵送とかということで受け付けたということですが、特に取り組んだことがあれば教えていただきたいです。

【特別支援教育推進担当部長】 素案を作成するときにもそういう手法を取らせていただいたのですが、私どもの方で学校と連携しまして、特別支援学校の児童・生徒にわかりやすい版を説明しながら、意見があったら出してくださいというようなこともさせていただきました。全ての学校では当然ないのですけれども、一部の学校でそういうことも試みまして、その中から出た意見も含めて190件ということでございます。なかなか子供と言っても、小学部から高等部まであるものですから、なるべく小学部・中学部・高等部という、それぞれ対象の児童・生徒にそういう働きかけもして、意見を寄せていただいたということでございます。

【山口委員】 大人というか、私たちも含めて、子供たちによかれと思ったいろいろな施策を提供しているわけですが、やはり子供たちが理解をして、子供たち自身も意見を言う、そして参画できる。これは東京都が子供たちからの意見を聞くということも打ち出していますので、是非、今回このような形で良い意見がたくさん出たので、ほかのところでも是非、子供たちの意見を積極的に取り込めるようにできればいいなと。これは意見です。ありがとうございました。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、ほかに意見がございませんようでしたら、本件につきまして原案のとおり決定してよろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉——それでは、本件につきましては原案のとおり承認をいただきました。

## 第22号議案

令和4年度東京都教科用図書選定審議会への諮問事項について

【教育長】 それでは、次に第22号議案「令和4年度東京都教科用図書選定審議会への諮問事項について」の説明を、指導部長からお願いをいたします。

【指導部長】 それでは、第22号議案の資料を御覧いただければと思います。

令和4年度東京都教科用図書選定審議会への諮問事項について御説明させていただきます。

教科用図書選定審議会は、小・中学校等の義務教育諸学校で使用する教科書の採択に関して、法令に基づき、都道府県教育委員会に毎年度設置しなければならないものでございます。

来年度設置する審議会においては、2に記載した3点を諮問したいと考えております。（1）教科書の採択方針について。（2）教科書調査研究資料について。（3）令和5年度に都立の小学校・中学校・中等教育学校前期課程及び特別支援学校の小学部・中学部で使用する教科書の採択についてでございます。

諮問理由でございますが、都教育委員会は都立の義務教育諸学校において使用する教科書を採択するに当たっては、あらかじめ審議会の意見をきく必要があるとともに、都内の区市町村教育委員会や国・私立学校の校長が行う教科書採択について、都教育委員会が調査研究資料の提供などを通して指導・助言又は援助を行う際にも、あらかじめ審議会の意見をきかなければならないためでございます。

これらの諮問事項については、本日の教育委員会で御決定いただいた上で、4月の審議会を設置し、諮問をいたします。

なお、審議会での審議を経て頂いた答申については、答申を受けた後に教育委員会

に御報告をさせていただきます。

説明は以上でございます。

【教育長】 ただいまの説明につきまして、御質問・御意見等ございましたらお願いを申し上げます。

秋山委員、お願いします。

【秋山委員】 これまで教科書の採択の資料を作るには、大変な御努力をいただいていると思いますが、その調査研究に関して、IT環境を整えて行うなどの方向性はありますでしょうか。

【指導部長】 教科書の今回の調査研究の方は、昨年度から、いろいろ委員の皆さんからも御意見を頂いているところですので、教科書の記述の特性を定性的に示すなど、少し内容を変えていこうと考えているところでございます。ITの活用ですが、今回、都立特別支援学校の小学部と中学部の附則9条本の調査研究資料について答申いただくことになっております。附則9条本については、検定本と同様に、現段階ではデジタル教材が補助教材の扱いとなりますので、この審議会で直接扱うものではありませんけれども、今後いろいろデジタル化ということがありますので、この審議会の中でもそういった話を少し意見交換していきたいと思っているところでございます。

【秋山委員】 是非よろしくお願いします。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございましょうか。

それでは、ほかに御意見等ございませぬようでしたら、本件につきまして原案のとおり決定してもよろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉——それでは、本件につきましては原案のとおり承認をいただきました。

## 報 告

(1) TOKYO ACTIVE PLAN for studentsについて

【教育長】 続きまして、報告事項(1)「TOKYO ACTIVE PLAN for studentsについて」の説明を、指導推進担当部長からお願いを申し

上げます。

【指導推進担当部長】 TOKYO ACTIVE PLAN for studentsについて御説明いたします。

プランにつきましては、お手元にこのようなペーパー、冊子も配布されていると思いますが、主にタブレットの方で御覧いただければと思います。

こちらのプランは、全部で4章で構成をしております。

まず第1章ですが、こちらに策定の意義を示しております。人生100年時代、元気に活躍し続けられる社会をつくる必要があるということから、幼児期から運動を楽しみながら自ら体力を高めていく習慣を身に付けることが大切だということ、そして東京2020大会を契機に、「だれでも、どこでも、いつまでも」スポーツを楽しむことができるようにすることが大切だということに記載しております。

次に第2章でございますが、子供たちの体力向上に向けた基本的な考え方を示しております。未来の東京に生きる子供の姿を、運動やスポーツとの多様な関わりを通して、健康で活力に満ちた生活をデザインすることができるとしております。その姿を実現するために、東京型体力向上モデルとして、スポーツとの多様な関わり方を大切に、日常の運動遊びなどとの関連を踏まえた最適な活動などを積み重ねていくということ、そして東京の各種専門家などと積極的に連携をすること、そしてエビデンスに基づく指導や、感染症の流行などの状況においても、子供たちの学びを保障していくというためにも、デジタル技術の活用を進めていくということ、これらを大切に、東京の特色を生かした教育を実施してまいります。

中段第3章では、これまでの取組、体力の現状、課題、そして体力向上の施策の方向性を示してございます。

冊子の方の9ページから具体的な内容を示してございます。特に12ページ以降に、統一体力テストの分析ですとか、それに基づく方向性などを示しているところでございます。

そして第4章に具体的な方策を示しております。冊子では25ページから示している部分でございますが、プロジェクトの1、個別最適な学びを実現する授業、以下、スポーツライフの推進、健康的な生活スタイルの確立、多様なニーズに応じた運動部活

動の推進、そして東京2020大会レガシーの浸透、これら五つのプロジェクトとして設定して、実行してまいりたいと考えております。

画面2枚目をお示ししておりますが、こちらはこれまでの検討の結果をまとめております。作成委員会での検討、そして子供たちへの意見の聴取、そして都民の皆様から頂いた御意見、これらを踏まえまして作成をしてまいりました。今後は、各学校、区市町村教育委員会などに周知そして連携を強化しまして、子供たち一人一人の体力向上に向け、デジタル技術等を活用した、東京の強みを生かした取組を一層推進してまいりたいというふうに考えております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

【教育長】 ただいまの説明につきまして、御質問・御意見等ございましたらお願い申し上げます。

新井委員。

【新井委員】 つまらない質問をまずするんですけども、TOKYO ACTIVE PLAN for studentsは、なぜstudentsになっていて、チルドレンになっていないのか教えていただけますか。

【指導推進担当部長】 その2語を比較してという検討ではないんですけども、直接所管するのが学校教育ということで、studentsにしたということがございます。

【新井委員】 studentsは、どちらかというとも中・高校生のイメージのもので、幼児期からだったらチルドレンなのかなというふうに思ったというのは一つあります。一つはそれです。

このTOKYO ACTIVE PLANにはすごく期待をしているんですけども、これは単発的にやるというイベント事ではなくて、やはり持続可能で、確実に効果を上げて行ってほしいと思うんですね。TOKYO ACTIVE PLANのこの配られたものを拝見しても、やはり特に女子が、小学5年とか、中学生とか、高2とかの女子の体力が落ちているということが本当に明らかであることだし、それからデジタルを長く使っている子は体力が低いであるとか、様々な体力がないことに起因するであろうよくないこと、この後もしかしたら長寿の人生の後半となって、リスクが上昇

するという事も考えられるわけです。ですので、このTOKYO ACTIVE PLANについては、本当に都を挙げて、エビデンスベースで、EBPMで長期的に取り組んでいただきたいと思います。

その手始めとして、まず東京都としては、東京都統一体力テストというのを毎年実施されていると思うんですけども、それをまずデジタルで結果を取ってほしいんですね。なぜかという、何か調査物をしましょうと言うと、紙で取ってあった体力測定を先生たちがこうやって引っ張り出してきて、それをデジタルに入れてアンケートに答えるみたいな、そういうことではなくて、毎年いろいろな観点から、総合力だけではなくて、例えば横幅飛びとか、垂直跳びとか、柔軟性とか、一体どここのところが何に関係するのかというふうに考えようというふうに思ったときには、やはり生の体力測定データが子供にひも付いて全部あるという状態が非常に重要だと思うんです。本当はそれと、例えば視力検査であるとか、歯科検診であるとか、健康診断などのデータも徐々にデジタル化して、それとひも付いてEBPMができるような状態を東京都では作ってほしいと思っています。その際に、多分、各区市町村で個人情報に関する取扱いに関しての条例が様々であって、なかなかそれを一気通貫できないと思うんですね。ですが、それを目標として立てて、かつ区市町村と、個人情報を取りまとめてもいいんですよ、IDは後から消して、それで個票の分析だけできればいいんですけども、区市町村でいろいろ難しいことを言うと思うんですけども、目的をきちんと説明して、それをいつまでにデジタル化して、EBPMに乗せられるかということの目標年度を設定して、各区市町村を説得して、変えるべき条例があれば変えていただくというところまでやっていただきたいと思いますというのが、私の切なる願いです。

以上です。

**【指導推進担当部長】** 目指すべき方向性としては全くそのとおりで、同じように認識しているつもりであります。

まず、体力テストについては、来年度からデジタルで実施するという方向で進めてまいりたいというふうに思っております。具体的に、GIGA端末を使ってやることを考えていますけれども、来年度その仕組みを検討して、令和5年度から開始し、令和6年度からは全校実施ということをいったん目標にしまして、できれば早めたいと

と思いますが、そのように進めていきたいというふうに考えております。

あと、その活用の方向性についても御示唆いただきまして、まず一つは、デジタル化することによって、今まで紙のものをデジタル化することとして、その結果が出るのは年度末というようなスケジュールだったので、実際にそれが活用できる時期が非常にずれているということがありましたので、デジタル化することによって、すぐに教員がそれぞれのデータにアクセスすることができて、そして学校ごとで様々な改善に直接生かしていくということができるとは、恐らく比較的早く、各学校ごとに指導の改善に生かすということは是非していきたいというふうに思います。

それから、もう一つ、EBPMの観点からということになりますと、今、委員からいろいろ御指摘いただきました様々な課題があるということも事実でございまして、こちらは学校で直接指導に生かすということとはまた少し違った観点から施策に生かしていくということもありますので、無記名でやるとか、抽出でやるとか、そういう方向も含めて、色々御示唆も頂きながら研究を進めていきたいというふうに考えております。

【新井委員】 その帳票を作るときに、普通Excelみたいな感じで作ったと思うんですけども、Excelで作るときに、例えば丸とバツみたいな、そういう機種依存文字を使わないで、1・0にするとか、半角に必ずする、数字を入れるときに全角と半角が混じらないようにするなどして、後で分析をするときに一気通貫で、手直しがないように、最初からコントロールをして帳票をうまく作っていただきたいと思います。

もう一つ、これも子ども未来会議で私が言っていることなんですけれども、全ての子供がその子の10分ぐらいで移動できる距離内に、その子供たちが思いっきり体を1時間動かすことができる機会というのが適切に提供されている東京というのを目指していただきたいと思っていて、それは小さい子向けのは、公園に関する法律があるので、それはまかなわれているんですけども、小学校の中学年・高学年あるいは中学生で、部活をしていないお子さんが、その子に合わせて体を精一杯動かして運動をするという、その機会というのが実は達成されていないということがあります。ですので、特に例えば小学校の5～6年生の子がサッカーを男の子がしたいとか思っても、その場

所がない、でも実は近所に廃校はあるとかというような状態ですよね。だから、昔のドラえもののび太君みたいな、ああいう感じで空き地があるから、みんなそこに集まってカジュアルに遊ぶという機会が正になくなっていく状況が東京都ではありますので、どの子にも10分以内でその年の子が行き着けて、そして部活とかには限らずそこで十分に遊べる機会が確保されているかというのを、検討をしていただきたいというふうに、こども未来会議の方でも言っておりますし、そのことは是非、TOKYO ACTIVE PLANにも必ず入れていただきたいなと思っています。

以上です。

**【指導推進担当部長】** 最初の方の帳票の作成については、最初のところでしっかり作っていききたいと思います。

二つ目のことにつきましてですけれども、やはり体力の向上に向けて様々な体を動かす活動をするという観点から、その環境の基本的な部分として、重要性というのはそのとおりだというふうに考えております。それで、全ての子供が10分以内というお話がありました。それぞれ地域の状況も違う中で、あるいは教育庁だけで達成できるものではなく、様々な全庁的な取組等々も必要になるというふうに考えております。この計画の中での考え方で、具体的にどう生かすかという観点で言いますと、幾つかの指定校等が中心になりますけれども、地域の例えば大学であるとか、あるいはスポーツクラブであるとか、そのような地域の資源を十分に活用して、連携していく中で、学校の中だけではなく、運動することができるような、そのような取組を進めていくということは、計画に位置付けて是非やっていきたいというふうに思います。あと、やはり場所として、大学やクラブといっても、それも地域の差が生じることもあると思いますので、少し俯瞰的に全体を見ながら、恐らく個別の対策は必要になるんだろうと思うので、それも意識しながら進めていきたいと思っています。

**【新井委員】** やっぱり10分以内にとか、どの学年も、そしてどの性別もとかというふうに書いていただくと、それが達成できていない地域はどこなんだろうみたいなことというのが可視化されると思うんですね。一方、こういう例がありますという、例えば東京大学と連携してこういうふうに遊び場を開放している例がありますみたいな事例ベースだと、そういうものがないところというのがいつまでも可視化されない

ので、やはり10分以内に何とかというのを達成しようと思ったときに、地図の中のこちら辺に問題がある、だったら何をしようというふうに考えられるような可視化が必要だと思います。

【指導推進担当部長】 示すだけではなく、きちんと進んでいくための方策の一つの重要な方向だと思いますので、検討していきたいと思います。ありがとうございます。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

山口委員。

【山口委員】 今、新井委員がおっしゃったように、環境というのもすごく大事だと思いますので、安全ということも含めて、今やはりそういったところで、一人遊びとか難しいところがあったり、いろいろあると思うので、その辺りも含めて是非検討いただきたいというのが1点と、それから是非、当たり前と言えば当たり前なんですけれども、体力を付けなければいけないから運動しなさい、運動しなければいけないんだという、鶏か卵の議論はあるんですが、やはりこちら側としては、楽しいからやってしまう、だからそっちが先にどうしても来ないと、どうしても体力測定の、新井委員がおっしゃった数値というのをこちらとしてはきちんと把握して、エビデンスベースでチェックしていかなければいけないんですが、でも根本は、学びも同じですが、やはり知識を得るとか、何かを深めていくことというのは、楽しいと思うからやり続けるわけですね。だから、学校にいる間はそういう環境で頑張れとかやれとか言われて、部活動もあるからと。でも大人になったら、もういいかと。何でいいかと言ったら、やはり楽しくないからなんですね。時間があつたらやってしまう、あるいは場所がなくても見つけてでもやってしまうという、やはり子供たちは、やってしまうと言うと変ですけども、スポーツをする、体を動かすという子供たちを増やしていくことがすごく大事だと思いますので、十分その点を分かってらっしゃると思うんですけども、ついつい数値に引っ張られて、これを上げれば逆にいいんだ、でもその子供たちが大人になったときにやり続けるかというと違う。もしかしたら、体力的には今低いけれども、好きな子供たちがたくさんいれば、細々とずっとやっていく方が実はいいかもしれない。是非、その辺りを今一度、私たちも含めて共有して、スポーツ、

体を動かすことというのは楽しいんだということを定着させていくという努力を是非引き続きよろしくをお願いします。

【指導推進担当部長】 委員御指摘のとおり、今回の分析でも、年齢が上がるにつれて、これは調査の項目としては体育の授業が楽しいと思うかということなんですけれども、いずれにしても、やはり体を動かすことが楽しいと思う子供が減少しているという現状であったり、またそれに関連して、どうしてもやはり特に部活動などは技術の向上が目的の中心になったり、運動との関わりについても「する」ということにどうしても特化する傾向があるがために、様々な関わり方というものが少し軽視されていたのではないかというような認識の下、今までの計画と一番大きく違うのは、様々な運動との関わり方、一人一人に応じたものを展開していくということに位置付けてやっていきたいというふうに考えておりますので、今、委員の御指摘を改めてよく再認識しまして進めていきたいというふうに思います。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

北村委員。

【北村委員】 今、山口委員がおっしゃったことを、僕も実はちょっと違う言葉で申し上げたかったんですけれども、例えばこのプロジェクト4で、多様なニーズに応じた運動部活動の充実で、ここに書かれていることは全て大事なことだと思うんですが、一つ抜けているのではないかなと。これをやれば多分そうならないはずなのに、現場では実際にできていないこととして、怒鳴る指導とか、圧力をかける指導で、褒める指導ができない。厳しさと怒鳴るのは違うわけですね。その子が一生懸命やっているのをしっかり褒めて伸ばす。現場を見て、いろいろな幾つかの大会を見たりすると、いまだにそういった指導ができていない部活動のチーム、学校がありますので、東京の部活動の中から子供を追い詰めてやらせるような部活動はなくすという、大きな目標というか、分かりやすい形で、実はここに書かれていることをやれば、そんなことをしても意味ないんだというのが、ここの科学的にとか、エンジョイとか書いてあるのを見れば、本当はそういう褒める部活動になったりするはずなんですけど、現場ではやはり、特に勝利至上主義に走れば走るほど、あるいは競技経験のある指導者の中に、競技経験があるがゆえに、例えば子供たちに過度にストレスをかけたりする指

導者がいたりとかあるのではないかなと思いますので、こちら、山口委員がスポーツ庁の方と含めて、いろいろな形で恐らく御提案されたり、いろいろなことをされていると思うんですが、個人的にはやはり東京の部活動が、みんなが楽しむ部活動になってほしいというのを非常に願っていますので、ここはもう一言突っ込んで書いていただけるとありがたいなというふうに思います。

【指導推進担当部長】 同種の御指摘は過去にも繰り返し言われているところでありまして、長年にわたって、もう顧問の指導の在り方というのは様々取り組んできて、少しずつ成果は上がってきているというふうには認識していますけれども、より明示的にやっていく必要があるという御指摘だと思います。一つには、教員は、よく言われるんですけども、教えられてきたように教えるというところがあって、やはりどうしても今までそういうふうに育ってきた、特に競技力の高い指導者はそうな傾向があると思うんですけども、やはりそれで成果が上げられるかという、そうではなくて、様々科学的なトレーニング、導入であったり、専門家との連携であったり、そういうものがむしろプロのスポーツを含め成果を上げているということを十分に共有する中で、きちんと有効性というのもしながら、是非褒める指導の方が伸びるということも示しつつ、それを例えば指導者講習会等々できちんと指導者全員が納得した上でそれができるように、是非進めていきたいというふうに思います。

【北村委員】 是非よろしくお願ひします。それで、競技団体などでは、例えばこういう指導をやめましようとかやっているんですけども、結局、指導者たちの中で、あの先生は実績があるし何か言いづらいなとか、逆にそういう指導をする人がいづらくなるような環境が作られなければいけないんだと思うので、それはどうやってそういう環境ができるのかというのは難しいところではあるんですが。どうもこれだけ見ていると、競技団体レベルとかで一生懸命言ってもやはり変わらないところがあるので、何か分かりやすい標語が例えばあって、それはこの標語に合っていないよねと保護者にしても子供たちにしても、誰もが指摘できるような。例えば、益子直美さん、バレーボール選手が、怒らないバレーボール大会というのをやったりとか、そのバレーボールの監督が怒ったらそれはレッドカードが出るというか、イエローカードが出てレッドカードが出るとか。何をすればいいかというのが分かりやすいと、みんな

あれはおかしいよねという形になって。結局みんな自分たちの指導のやり方をメタ的に見られないので、正しいと思ってしまってやっていることなので、実は怒ったり怒鳴ったりする監督とか先生も悪気があってやっているわけではないんですよ。それはすごく分かるんです。一生懸命だからこそであるんですけど、それを少し客観的に見るためには、どこかでそういう取組をしていかなければ、根本的にはなかなか変わっていかないのかなと。それでスポーツを嫌いになる子供たちが確実に僕は増えているのではないかなと思っていますので、なかなか具体的に難しさはあると思いますが、是非御検討お願いいたします。

**【指導推進担当部長】** まず、携わる者として、教員もありますし、部活動指導員等々もありますし、それから今お話しのとおり、各競技団体だったり、あるいは中体連、高体連等々とも連携しながら、ただ目指すべき方向性は共有しているはずなので、今、具体的な御示唆もいただきましたので、よく連携をして、すぐ効果ができるように検討していきたいと思います。

**【教育長】** 新井委員。

**【新井委員】** 何度も繰り返しすみません。今、北村委員のお話を聞きながら思ったんですけども、これもやはりEBPMはすごく有効で、体育の授業が好きではないとか、好きですという子が平均に比べて10ポイントぐらい高い学校とかもあると思うんですね。その体育の授業を、まず教育委員会の担当が見に行って、どうして体育の授業がほかに比べて好きなのかということを見て、その取組が良いようだったら、その取組を全体に紹介していくというのが、好きになり得る体育の普及につながる。自分一人だけだとなかなかどう工夫すれば好きになるかが分からない場合は、実際好きになっている体育の授業が、実はボッチャとか鬼ごっことか、あるいは全員同じことをするのではなくて、今日は何したいと聞いてやりたいものを比較的やるとかというようなことをしているとか、そういう何か発見があるかもしれないので、ほかよりも体育が好きな学校を調査してみたらどうですかね。

**【指導推進担当部長】** 非常に重要というか、効果が表れるというふうに思います。いろいろ具体的な良い事例を共有する機会は設けていく取組をやっているんですけども、更にそれがこういう結果に成果としてきちんと結び付いているということがあ

ると、そういうものを自分の学校でも早速やってみようというインセンティブになると思いますので、検討したいと思います。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

北村委員からいろいろ御示唆を頂いているんですが、その対応はどうでしょうか。

【指導推進担当部長】 頂いた御意見を若干文言に反映させるということで、もし書かせていただけるという方向であれば、是非そのようにさせていただければと思いますが、いかがでしょうか。

【北村委員】 はい。お願いします。

【教育長】 それでは、そのような形で対応させていただきたいと思います。ほかに御意見等よろしゅうございませうか。

【新井委員】 s t u d e n t sはどうされます。やはり s t u d e n t sがいいですか。

【北村委員】 チルドレンだと、チルドレンアンドユースとか、ユースも入れないと。例えば15歳以上はユースとかですね。

【新井委員】 難しいですね。分かりました。

【教育長】 名称の方はよろしゅうございますか。

それでは、ただいまの一部修正を踏まえまして、そういった形で修正をするという前提で、ほかに御意見等ございませうでしたら、本件につきましては報告として承りました。ありがとうございました。

## (2) グローバル人材育成の推進について

【教育長】 それでは、次に報告事項(2)「グローバル人材育成の推進について」の説明を、引き続き指導推進担当部長からお願いをいたします。

【指導推進担当部長】 それでは引き続きよろしくお願ひいたします。グローバル人材の育成の推進についてでございます。

これまで都教育委員会では、平成30年に東京都におけるグローバル人材育成の取組を、行政計画として取りまとめて、これまで様々な施策を展開してまいりました。結

果として、英語力の向上、あるいは学習環境や交流の機会の拡大・充実といった成果を上げてきていると考えております。現在この状況として、各学校が施策を更に活用して、より主体的にグローバル人材育成に取り組むステージを迎えていると認識をしています。

その下にございます、東京都が目指す教育として、『未来の東京』戦略、東京都教育施策大綱などが目指しますグローバル人材育成に関する資質・能力を、四つのターゲットというふうに設定いたしまして、そのターゲットを目指すためのモデルとして、東京型グローバル人材育成モデルを設定することといたしました。

四つのターゲットですが、そちらに記載のとおりでございますが、大綱に示しておる資質・能力を基に、学習指導要領ですとか、あるいはグローバル人材育成に関する検討会を設置しまして、そこでの検討を経て設定しているものでございます。下にこの四つの関係性を構造化して示しております。まず黄色いサークル、ターゲットの1として、主体性・英語力の育成を示していて、これは全ての基本として設定した上で、ターゲットの2として、創造性・論理性・思考力の育成、そしてターゲットの3として自己の確立、ターゲットの4として多文化共生を育成するということを目指してまいりたいと考えています。

見ていただいております表でございますが、こちらにつきましてはターゲットを育成するためのアプローチとして、これまで都教育委員会が様々な実施してきましたグローバルに関する施策を四つのターゲットで体系化をしております。基本となりますのは、上段に書いてあります学校での授業等での取組ということになります。それとの関連において、グローバル人材を育成する東京型グローバル人材育成モデルを設定するという事にいたしました。これらによりまして、小学校から高等学校まで一貫したターゲットの育成を目指して、世界を視野に新しい時代を切り拓く人材を育成してまいりたいと考えています。

取組として二つ御説明させていただきたいと思っております。

一つ目は、Tokyo GLOBAL Student Naviでございます。こちらはグローバル人材育成に関わる様々な取組を広く周知し、更により活用していただく、それを促進するためのポータルウェブサイトでございます。ユーザーは子供

たちや学校関係者に加えて、一般の都民の方々も想定しております。英語を勉強したいというユーザーを多様な学習コンテンツに誘導したり、都立高校について調べている中学生や保護者に都立高校のグローバル人材の育成に関する取組を紹介するなど、トータルで就学前からリカレント教育まで様々利活用していただける内容としていきたいと思っております。

続きまして、スライドの5番でございます。こちらはその四つのターゲットを、各学校でどのように取り組んでいくのか、その各学校における取組を推進していくための方策でございます。都内の公立小・中・高・特別支援学校において取組を推進していただくためのガイドラインとして、こちらの冊子をお配りしてございますが、東京グローバル人材育成指針、こちらを各学校に示していきたいというふうに考えております。

ガイドラインの内容につきまして、2で書いてございます学校で進めていく上での考え方、資質・能力等々を示してございますが、冊子の19ページから、それぞれのターゲットに応じた説明と、それから行動指標の具体的な例、そして東京都の施策を示し、これらを関連付けながら学校で実施していく、その方法をガイドしております。

また、30ページから始まりますページでは、学習指導要領との関連、そして34ページには成果検証の方法についても記載をしております。特に、34ページにも記載してございますように、児童・生徒・教員を対象とした意識調査を実施してまいります。それによりまして、成果と課題を把握し、継続して繰り返し改善を図っていきたいというふうに考えております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

**【教育長】** ただいまの説明につきまして、御質問・御意見等ございましたらお願い申し上げます。

宮原委員、お願いします。

**【宮原委員】** 御説明ありがとうございました。グローバル人材の育成ということで、様々な施策、東京都は大変すばらしいなというふうに思いました。最初のターゲットの四つのところで、もちろん主体性、英語力、創造的・論理的思考力、自己の確立、多文化共生というところで、ターゲットがあるというのはすばらしいと思うので

すが、恐らくここに入っていると思いますが、コメントとして申し上げますと、英語が話せるというだけではなかなかグローバルで活躍するというのは難しく、論理的に思考ができるということももちろん重要なんですけども、グループの中で議論に参加して、それを取りまとめていけるような力というのはとても重要だと思います。

これは英語力というよりは、どの言語でも、もちろん日本語でもいいのですが、よく、私、企業に勤めていて思いますのは、日本の方はなかなか、ほかの国の方も入った議論に入りますと、質問もしないし、意見を述べるのも少し躊躇をするし、一生懸命聞くし、聞かれたら、質問されたらきちんと答えるんですけども、積極的に手を挙げて質問したり議論をするという場面が少ない、そういうふうな訓練もあまり受けていないので、なかなかそれをどういうふうにやればいいのかというチャンスをうまくつかめないということがあって、それが実は苦勞しているポイントのように見受けられます。日本の方はそうなんですけれども、例えばそれ以外の国籍で、英語が母国語でない、例えば韓国の方なんかを見ると、そういうことは全くなく、積極的に最初から質問しているし、意見も言っているし、議論に参加しているという姿を見ていると、そういう議論に参加をして、他者の意見を聞きながら議論を一緒にまとめていくような、そういう教育というのはすごくグローバルで活躍する方には重要ではないかなというふうに思ったときに、英語力をあまり注目し過ぎると、そこが見落とされるのではないかなと。もちろん英語でプレゼンテーションするとか、英語で話せるということは基本的なスキルということになると思いますが、むしろ日本語でもいいので、この議題に対してイエスかノーか、それに対して何か自分が思っていることを最初に手を挙げてものが言えるかということの、心の勇気のようなものは非常に重要で、その辺りを是非、今後は御検討いただければなど。これはコメントでございます。

**【指導推進担当部長】** 本当におっしゃるとおりの課題を共有しているというふうに思います。まず一つは、基本的には英語の授業の中で、特に学習指導要領が変わって、話すことについてはやり取りと発表というふうに位置付けられて、更に評価されてくるということもありますし、ディスカッションやディベートなどを取り入れるということで、その活動自体も改善していくということは進めていくところでございます。ただ、それだけにとどまらず、それは英語だけの話ではないという御指摘だとい

うふうに考えております。この計画の中でも、ターゲットの1だけではなく、特にターゲットの2の部分、あるいは3や4も、英語を使って具体的に何ができるかということに着目をしていますので、それができるようになるためには、今、御指摘のことができるようになることを当然目指すというふうに考えています。例えば冊子で言いますと、31ページのところに、ターゲット2が学習指導要領との関連性ということに記載していたところがございますが、このページには英語は書いていなくて、社会であるとか公民、国語等々、ほかの教科での記載を示しては、その中で伝え合うとか、理解し合うとか、そういうようなことを示しているのは、今、委員の御指摘のことを是非進めていきたいということの意思の表れというふうに考えております。是非、学校にもその点は強調しながら説明をしていきたいと思っております。ありがとうございました。

【宮原委員】 是非よろしく願いいたします。ファシリテーションという意味で言うと、先生方はとても大変になると思うんですね。ただ、そういうふうに意見を述べるような環境で、述べることについて慣れていくということができていくと、英語を身に付けたときによりスムーズに、そういった環境にも慣れていくかなというふうに思いますので、先生方も是非ファシリテーションということで御検討いただければと思います。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

北村委員、お願いします。

【北村委員】 今、宮原委員が御指摘になられたことを、僕も本当に大切なことだと思っていますし、以前からいつもグローバル人材の議論のときに、そもそも英語の前に日本語がしっかりできないと英語が活用できるはずがないですし、新井委員がいつもおっしゃる読解力を含めて、そういったところの力を育む必要がありますので、ここで具体的な取組として、国語であるとか社会であるというものを挙げているということは非常に良いと思います。ただ、21ページ、22ページの方を見ると、関係する東京都の施策例では、どうしても僕は英語に偏っているように見えるので、ここはもう少し幅広に見てもいいのかなと。もう少し違ったものも関係する施策に本来は入ってくるのかなということを思いましたので、一つコメントと、最後に宮原委員が御指

摘になられた、議論したりとか、意見を交換したりとかというのを考えたときに、いつも僕らが思うのは、なぜ小学校の低学年ではあんなに活発に手を挙げるのに、だんだん学年が上がって、中学に入って、高校に入ると、手が挙がらなく、大学生は本当にうちの学生たちも手を挙げないですし、何をあなたたちはしているのだといつも思いながら授業をするんですけれども、やはり小さいときの、低学年のときのあの雰囲気はどういうふうの中・高とつなげていくか、そこに大きな課題があるような気がしまして。この推進をするに当たって、学校種を超えて、縦のつながりの中で、どうやって低学年のときに持っていた自由に意見を話したりする文化を、そういう学校文化や教室文化を、学年が上がっていっても育んでいけるのかという、そういう視点ももしかすると入るといいのかなということ、これはコメントですけれども思いました。

**【指導推進担当部長】** やはり年齢が上がることによって、学習者の特性が変わるということはあるんですが、様々な要因がありますので、是非研究していきたいと思えます。あと、今回の計画の中では、小・中・高一貫した指導ということを大きなテーマにしておりますので、その点については引き続き取り組んでまいりたいと思えます。

**【教育長】** 山口委員。

**【山口委員】** ありがとうございます。

皆さんがおっしゃっていることはそうだなと思うんですが、私も年齢的にそっちの方に多分入ってきていると思うんですが、ある一定の年齢層の、私も含めて、あとは学校の先生ですよね、やはり覚悟が必要だと思いますね。つまり、子供たちからかけられた議論を受けて立つ覚悟が教員にあるかどうかという。宮原委員がおっしゃったファシリテーター、そこは大事ですけれども、例えば先ほどの運動部活動もそうなんですけれども、命令して子供たちが従うというのは一番簡単なんです。何か言われると、生意気を言うな、理屈を言うな。それで私なんかはずっと育ってきたんです。だから、上からで、いい子供たちとか、優秀だということを、そういうふうな子たちにできてしまったという。はいと言う子は偉いとか、そういう文化と言うんですかね、歴史と言うんですか、そこをグローバルという視点から変えていかなければいけないんだよねということだと思えますよ。となると、やはり子供たちは環境で育つので、

そういう環境で育てれば育っていくと思うんですよ。ですけれども、宮原委員がおっしゃったように、上に行くにしたがってそうならないということは、どこかでたたかれているんですよ。意見を言うと駄目だよとか、そういう空気感を醸成されて、言えなくなっていく、自己主張できなくなっていくという。それは誰がとかどの先生がではなくて、私たちが作っているものなので、やはり大人が、あるいは学校の先生たちが、どこかで方向転換をしたりする。ですからこのグローバル人材育成、ここに書かれていることはすごく大事だし、やっていきたいと思うんですけれども、その根底に、私たちはやはり、私たちのと言うより、私なんかの年齢以上の特にそういう教育を受けてきた、いい生徒とか、こうあるべきというものを、年上に逆らわないとか、そういったものはちょっと変えて、きちんと大人も子供たちと議論する、向かい合うという姿勢をまず共有した上で、こういった施策が生きた施策になっていくと思いますので、私も含めて、大人が覚悟を持ってやっていかなければいけないなというのを思いました。これは意見というか、意思表示です。頑張ります。

**【指導推進担当部長】** 正に私も含めて覚悟をと思いますけれども、学習指導要領でもいわゆる知識・理解だけではなくて、思考力、判断力、表現力というふうに大きく方向を示して、また課題発見学習だとか、プロジェクトベースドラーニングとか、様々な学習方法、そして探求の時間等々も始まっていますので、大きな流れとしてはそういう方向に進んでいるというふうに思いますが、更に継続してやっていきたいと思えます。

**【教育長】** 秋山委員。

**【秋山委員】** 北村委員がさっきおっしゃった、褒めるということはとても大事で、今、子供たちは、失敗したくない、注意されたくない、怒られたくないということで、言えば怒られてしまって黙った方がいいんだというふうに言う子供たちもいます。褒めて育つ、話せば褒められる、自分の思いを言えば褒められるというふうなことを、基本的に学校の中で、家庭もそうですけれども、やっておかないと、子供たちは主体的にどんどん自分の意見が言えなくなっていくと思います。皆さんの意思統一ということで、そういうふうにしていただければと思います。

**【指導推進担当部長】** はい。そのようにさせていただきます。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

新井委員。

【新井委員】 このグローバル人材育成指針で、先ほど北村委員が御指摘になった部分なんですけれども、こういうグローバルというような話をすると、英語の先生がするのねとか、SSHと言うと理科の先生がするのねというのが、結構、日本の教育ではあって、SSHに指定された高校が、理科の先生が本当に多忙になって、全校の支援を受けることなく倒れるというようなことがすごくあるわけですね。だから、多分グローバル人材をやると、英語の先生だけが多忙になって、それで倒れるみたいな、そういうことがあると思うんですけれども、前回のスピーキングテストの一番最後の問題、日本では学校の掃除というのを自分たちでするらしいけれども、アメリカではそうではない。どうしてそんなことをしているのかというか、どっちがいいんだろうねみたいなことを言われたときに、パッと何も思いつかなくて、真っ白、真っ白となった子が、その前の問題までだったら割合高い点数を取っていたのに、そこが真っ白になってしまった子がすごく多かったというのは印象に残りました。あれはそうだろうなというふうに思ったんですね。それというのは、やはり地理のような、自分たちはアフリカなんだけれどもとか、ヨーロッパなんだけれどもとかというような話をしたとき、その地理の話が全然英語というかグローバルに結び付かないという地理は何という感じがすごくするわけです。だから、グローバル人材に結び付かない地理の授業はほとんど無意味な感じがするわけではないですか。なので、本来はグローバル人材に対しては、国語もやらなければいけない。先ほどから何度も出ていますけれども、英語という話ではなくて、グローバルというのはまず言語でしょうという話があって、それは国語で本当は醸成しなければいけなくて、あうんの呼吸で分かるかというのは、それは国際的には通用しませんからあうんはやめましょうとか、行間を読めというのはやめましょうとかいう話になると思うんですよ。なので、そういうことであるとか、地理も関係ありますよとかというような、あらゆる科目がここに繋がっていく。主体的というのは、子供に求められる以上に、学校の全ての科目の先生に、これに主体的に関わるにはどうしたらいいかと考えていただくことが必要で、それは考えなければいけないんだということを認識させるために、先ほどの科目の横つながりは、

全科目いかないと駄目だなという感じがしますので、全科目進めるように頑張ってください。

【指導推進担当部長】 今回の指針の今まで大きく違う特色は、全校で、学校で具体的にどう展開していくかということに置いていますので、今、御指摘いただいたことを是非学校に説明していく際に強調していきたいと思います。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、ただいま様々な御意見を賜りましたことにつきましては、今、部長からもありましたように、ガイドライン、この指針を学校に説明していく際に、その辺りをきちっと趣旨を踏まえて説明をしていきたいというふうに思います。それでは、ほかに御意見ございませんようでしたら、本件につきましては報告として承りました。

### (3) 都立高校における制服の自由選択制導入の推進について

【教育長】 それでは、次に報告事項(3)「都立高校における制服の自由選択制導入の推進について」の説明を、高校改革推進担当部長からお願いをいたします。

【高校改革推進担当部長】 それでは、報告資料3を御覧いただきたいと思います。

都立高校における制服の自由選択制の導入の推進ということで、昨年12月に調査をさせていただきました。こちらの方は、「未来の東京」戦略 version up 2022でも掲げておられて、学びの場でのインクルーシブを実現する取組の一つとされております。この内容を把握するとともに、ホームページの方で公表するために、今回調査させていただきました。

まず左側ですけれども、平成28年の調査の状況ですけれども、都立高校等は196校がございます。そのうち制服がない学校が16校ほど、制服がある学校が圧倒的に多く180校ありまして、その中で女子のストラックスを設定している学校が93校ということで、約5割の学校がストラックスを導入していたという状況でございました。

今回の調査、3年度の調査をしたところ、147校で女子のストラックスが導入されているということで、8割の学校が導入しているということが分かりました。

もう一つ、新たに調査をしたのが、黄色のところなんですけれども、自由選択制を

導入しているかどうかということ、今回初めて調査をさせていただきました。

自由選択制ということの定義なんですけれども、性別に関係なく制服を自由に選べるということ、これを掲げまして、調査をさせていただいたところ、既にこの3校が、松が谷、翔陽、桜修館中等が自由選択制を導入しているということが分かりました。

この結果を受けまして、今後の取組の2番のところでございますけれども、まずこの3校をPR校と位置付けまして、この成果を周知していこうと思っております。それから調査の中で分かったことなんですけれども、自由選択を検討している学校はかなりありまして、そういう学校については検討会の経費等を支援をしてまいりたいと思っております。

それから3番目でございますけれども、東京都の教育委員会のホームページに、都立高校検索というところがございます。こちらにおいて、これから都立高校に入学を希望する皆様に情報を充実するというので、更新例のところに書いてありますが、今までは制服があるかないかの選択しかなかったんですけれども、こちらを制服がある学校を三つに分けまして、自由選択制を取っている学校、それから女子スラックスがある学校、それから女子スラックスを設定していない学校、それから制服がない学校という形で四つに分けさせていただきたいと思っております。

それから、女子スラックスがない学校も、かなりこの中の詳細を見ていただくと分かるようにしてあるんですけれども、例えばですけれども、女子スラックスを指定してしまうと単価が上がってしまうということで、市販品のスラックスで構わないと言っている学校はその記載をしております。あるいは、スラックスはないんですけれどもキュロットがありますとか、そういう学校もございます。いろいろこういう取組をしておりますということは詳細に記載をするようにしております。

こういうような取組で、まずは今回は初めて自由選択制の調査をさせていただいたということと、今後なんですけれども、毎年1回時点更新を調査して、最新情報を掲載していこうと思っております。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

【教育長】 ただいまの説明につきまして、御質問・御意見等ございましたらお願い申し上げます。

北村委員。

【北村委員】 この自由選択制、基本的に自由選択制を是非推進していくというのが都教委としての立場だという理解でよろしいのかというのがまず確認でして、その上で一つコメントさせていただきますが、前回の校則のときにも、生徒たち自身が話し合いをして、校則を自分たちでいるいらぬという話をしっかりしたという、この制服についても是非生徒たちをしっかりと巻き込んで、というよりも生徒たちが主体的にどうしたいのかということ議論してもらおう。それは制服を選ぶということだけではなくて、なぜこの自由選択にするのかという意味、子供たちは今、非常にLGBTQとかよく知っている子供が多いことは多いので、大人よりも10代の子たちの方がよく理解しているのではないかなと個人的には思っているんですが、それでもやはり誤解をしていたりとか、しっかりと理解していない子たちもいると思いますので、そうやって生徒たちが主体的に議論する中で、生徒たち自身がなぜこういうことが大事なのかということをもみんなで理解していくという、そういう場を作っていただきたいというのがお願いします。

以上です。

【高校改革推進担当部長】 まず制服というものの立ち位置なんですけれども、基本的には学校が定めるものになりますので、都教委としてはこれを後ろから支援していくという、そういう立場でございます。

生徒の関係ですけれども、幾つかの学校に聞いてみたところ、やはり生徒からの要望を聞いてスラックスを導入したということと、やはりLGBTQというのは配慮が必要なのではないかと生徒側から言い出したという学校も伺っておりますし、制服の話題が投げられて、初めて何で変えなければいけないのか、こういうことをやらなければいけないかに気付いたとか、あとは学校全体でアンケートを取ったとか、様々な方法で、生徒側の意見を入れているというふう聞いております。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、ほかに御質問・御意見等ございませんようでしたら、本件につきましては報告として承りました。

## 参 考 日 程

### (1) 教育委員会定例会の開催

4月14日（木）午前10時

教育委員会室

【教育長】 次に、今後の日程につきまして、教育政策課長からお願いいたします。

【教育政策課長】 次回の定例会ですが、4月14日午前10時より、ここ教育委員会室にて開催させていただければと存じます。

以上でございます。

【教育長】 ただいま説明がありましたとおり、次回の教育委員会につきましては4月14日に開催いたしたいと存じますが、よろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉——日程そのほか、何かございませんでしょうか。

北村委員、お願いします。

【北村委員】 どういう形でということではなく、問題意識としてということなんですけれども、今、ロシアがウクライナに侵攻して1か月がたち、戦争が終わらない状況が続いていますが、以前の教育委員会でもこの問題についてしっかり考えることが大事ですねということは議論しましたが、例えば今、どのくらいの生徒さんがいらっしゃるかわからないんですけれども、ウクライナ人の生徒がいるのかとか、あるいは今後、避難民で来た子たちの中に、就学が必要でその支援が必要なのかとか、また、あとロシア人の生徒たちで差別とかを受けている子がいないかとか、そういったことをしっかりと教育委員会としても把握をして、必要な支援をしていっていただきたいなということで、議題とは関係ありませんがコメントさせていただきます。

【教育長】 次長、お願いします。

【次長】 ありがとうございます。前回、御提言、お話がございましたので、早速、現場状況を把握するとともに、やはり学校現場は日々動いておりますので、いろいろな差別ですとか、そういったものについては早速指導部を通じて、全校に通知を発出させていただいたところがございます。今後新学期も始まりますので、御指摘、御懸念の件は都教委としてもしっかり対応してまいりたいと思っております。具体につ

いては、また随時御報告させていただければと思います。

以上です。

【北村委員】 よろしくをお願いします。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、この後非公開の審議に入ります。

(午前11時9分)